

経営事項審査の再審査について(お知らせ)

平成24年度建設工事競争入札参加資格審査申請(本登録)等における
経営事項審査の取扱いについて

平成22年10月15日に建設業法施行規則が改正され、平成23年4月1日から経営
事項審査の評価項目及び基準が変更になりました。

つきましては、平成24年度の経営事項審査の総合評定値は、次のとおり取り扱います
ので、お知らせいたします。

平成24年度に登録希望される建設業者の皆様

平成24年度建設工事競争入札参加資格審査申請(本登録)においては、改正後
の新基準による経営事項審査の結果通知を受けていることを条件に資格審査を行う
予定です。

決算期の関係で、改正後の新基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受け
ることができない場合には、改正前の旧基準の総合評定値について、審査機関(宮城
県等)の再審査を必ず受けてください。

市内建設業者の皆様

平成24年度市内建設業者の格付申請においては、改正後の新基準による経営事項
審査の結果通知を受けていることを条件に入札資格審査を行う予定です。

決算期の関係で、改正後の新基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受け
ることができない場合には、改正前の旧基準の総合評定値について、審査機関(宮城
県等)の再審査を必ず受けてください。

再審査申立期間:平成23年7月29日まで

再審査申立期間についての手数料は無料となります。

改正内容及び再審査の手続き等は、宮城県又は国土交通省の各ホームページ等で確認
願います。

宮城県

<http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/kensetugyouhan/keisin/H23kaisei2.html>

国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000088.html